

沖縄県管理空港における着陸料等の計算方法について

沖縄県管理空港（新石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、南大東空港、北大東空港、多良間空港、伊江島空港、粟国空港、慶良間空港、波照間空港、下地島空港）における着陸料等は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例に基づき積算を行う。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例

第18条 使用者（次項に規定する空港の施設を使用しようとする者を除く。）は、別表第1の規定により計算して得た着陸料、停留料又は夜間照明料（以下「着陸料等」という。）の額を納付しなければならない。ただし、停留料は、航空機の停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。

附 則 別表第1の第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、航空機の普通着陸料及び特別着陸料は、当分の間、次の表のとおりとする。

普通着陸料	航空機の重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）が15トン以下の航空機	0円
	航空機の重量が15トンを超える航空機	別表第1の第1項第1号の規定により計算して得た額の20パーセントに相当する額
特別着陸料	別表第1の第1項第2号の規定により計算して得た額の30パーセントに相当する額	

別表第1（第18条関係）

1 着陸料

着陸料は、ターボジェット発動機を装備する航空機（以下この項において「ターボジェット機」という。）以外の航空機にあつては第1号の普通着陸料、ターボジェット機にあつては第1号の普通着陸料に第2号の特別着陸料を加算したものとす。

(1) 普通着陸料

着陸1回ごとに航空機の重量をそれぞれ次のように区分して順次に計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 1トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- イ 1トンを超え6トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- ウ 6トンを超え25トン以下の重量については1トンにつき 500円
- エ 25トンを超え100トン以下の重量については1トンにつき 760円
- オ 100トンを超える重量については1トンにつき 840円

(2) 特別着陸料

着陸1回ごとに次のア及びイの金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 航空機の重量（トンによるものとする。）に290円を乗じて得た金額
- イ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1E P Nデシベル未満の端数があるときは、当該端数は1E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に1,630円を乗じて得た金額

2 停留料

停留料は、6時間以上飛行場に停留する航空機について飛行場における停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各号に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- (1) 23トン以下の航空機

令和3年10月現在

(2) 23トンを超える航空機

ア 3トン以下の重量については、当該重量に対し 810円

ア 25トン以下の重量については、1トンにつき 90円

イ 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し 810円

イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンにつき 80円

ウ 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンにつき 30円

ウ 100トンを超える重量については、1トンにつき 70円

3 夜間照明料

夜間照明料は、夜間に着陸し、又は離陸する航空機について、着陸又は離陸1回ごとに第1項第1号の規定により計算して得た金額の5パーセントに相当する金額とする。

備考

1 航空機の重量に1トン未満の端数があるときは、当該端数部分を1トンとして計算する。

2 夜間とは4月1日から9月30日までの期間については19時から翌日の5時まで、10月1日から翌年の3月31日までの期間については17時から翌日の7時までをいう。

3 国際航空に従事する航空機とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する航空機をいう。

令和3年10月現在

【算出例】

国内線・ターボジェット機の場合						
重量 71.t						
騒音値 91.db						
	区分	各区分の単価	トン数/騒音値	本則額	課税後の額	附則額
1. 着陸料						
(1) 普通着陸料	～1t	350	1	350		
	1t～6t	350	1	350		
	6t～25t	500	19	9,500		
	25t～100t	760	46	34,960		
	100t～	840	0	0		※10トン以下円
			計	45,160	49,676	9,935
(2) 特別着陸料	重量比例分	290	71.t	20,590		
	騒音値比例分	1630	91db	13,040		
			計	33,630	36,993	11,097
2. 停留料						
(1) 23トン以下	～3t	810	0	0		
	3t～6t	810	0	0		
	6t～23t	30	0	0		
			計	0	0	
(2) 23トン以上	～25t	90	25	2,250		
	25t～100t	80	46	3,680		
	100t～	70	0	0		
			計	5,930	6,523	
3. 夜間照明料						
	1－(1) 課税後の額の5%相当額					2,483

国内線・ジェット機以外の場合						
重量 26.t						
	区分	各区分の単価	トン数/騒音値	本則額	課税後の額	附則額
1. 着陸料						
(1) 普通着陸料	～1t	350	1	350		
	1t～6t	350	1	350		
	6t～25t	500	19	9,500		
	25t～100t	760	1	760		
	100t～	840	0	0		※10トン以下円
			計	10,960	12,056	2,411
(2) 特別着陸料	重量比例分	290	26.t	0		
	騒音値比例分	1630	db	0		
			計	0	0	0
2. 停留料						
(1) 23トン以下	～3t	810	0	0		
	3t～6t	810	0	0		
	6t～23t	30	0	0		
			計	0	0	
(2) 23トン以上	～25t	90	25	2,250		
	25t～100t	80	1	80		
	100t～	70	0	0		
			計	2,330	2,563	
3. 夜間照明料						
	1－(1) 課税後の額の5%相当額					602